

桃太郎っ子サポートライン

少年非行総合対策情報ネットワークシステム

平成20年1月30日
発行：岡山県警察少年サポートセンター
岡山県警察本部生活安全部少年課
TEL 086-223-7069

第1号

フィルタリングの利用促進について

～有害サイトアクセス制限サービス～

最近、少年が、有害なサイトにアクセスすることにより、犯罪被害に遭うという事件が多数発生しています。

【事例】

- ・ 15歳少女が、出会い系サイトを通じて知り合った男性(35歳)から児童買春の被害に遭う(19年11月・岡山)。
- ・ 17歳少女が、掲示板サイトを通じて知り合った男性(38歳)に、ヘルス嬢として働かさせられ被害に遭う(19年9月・岡山)。

少年をこうした事件やトラブルから守るための方法の一つに「フィルタリング」(有害サイトアクセス制限サービス)があります。

・フィルタリングとは？

少年が携帯電話やパソコンによりインターネットを利用する際に、不法(違法)なサイトや少年にとって有害なサイト等にアクセスが出来ないようにする「有害サイトアクセス制限機能」のことです。

・フィルタリングを利用すると？

「出会い系サイト」、「アダルトサイト」、「暴力や薬物に関するサイト」など少年にとって有害なサイトへのアクセスや閲覧の制限が出来ます。

・フィルタリングを利用するには？

パソコンの場合

- ① パソコンにフィルタリング用のソフトを導入する方法。
- ② プロバイダのサービスを利用する方法。
詳しくは利用されているプロバイダなどに問い合わせ下さい。

携帯電話、PHSの場合

携帯電話各社が「アクセス制限サービス」、「ウェブ利用制限」等の名称でフィルタリングサービスを提供しています。同サービスの利用は無料です。
携帯電話の新規契約時のほか、現在使用している携帯電話でも申し込みをすることで同サービスが利用できます。

学校関係の皆様には、保護者の方に対し、このフィルタリングの利用の広報啓発をお願いします。

・注意点

便利なフィルタリングですが、効果は万能ではありません。携帯電話やパソコンの使い方について、利用する時間、内容、料金など親子でルールを決める子ども達の行動に関心を持つことなどを併せて指導をお願いします。

